

# 特定非営利活動法人日本ティーボール協会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本ティーボール協会といい、英語の表記では **Japan Teeball Association** (略称 **J. T. A.**) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所（事務局）を東京都東村山市本町 3 丁目 5 - 3 6 キャッスルトモミ 4 0 6 号室に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、日本国民及び世界中のあらゆる人々に対して、ティーボールの普及と発展に関する事業を行い、野球・ソフトボール・ゴルフなどの振興に寄与し、スポーツを通じて人々の健康づくりと国際的友好親善に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① ティーボールの公式規則を制定すること
- ② ティーボールの公認指導者の育成と認定をすること
- ③ ティーボール大会の公認審判員・公認記録員の育成と認定をすること
- ④ ティーボール普及のための刊行物を発刊すること
- ⑤ ティーボールに関する用具・用品を公認、推奨すること
- ⑥ ティーボールに関する公認用具・用品の紹介、斡旋すること
- ⑦ ティーボールに関する研究活動を推進すること
- ⑧ ティーボールに関する国際交流を推進すること
- ⑨ ティーボールに関する講習会・講演会を開催すること
- ⑩ 国際的・全国的・地方的なティーボール大会を主催、後援すること
- ⑪ その他この法人の目的達成に必要な業務を行うこと

(2) その他の事業

- ① ティーボールに関する刊行物を販売すること
- ② ティーボールに関する公認用具・用品を販売すること

- ③ ティーボールに関する公認用具・用品販売のロイヤリティーを受け入れること

### 第 3 章 会 員

#### (種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して、この法人の事業に援助する個人又は団体
- (3) 特別会員：この法人にとくに功労のあった者で、総会の議決で推薦された個人又は団体

#### (入会)

第 7 条 この法人の正会員になろうとする者は、法人所定の入会申込書を理事長に提出することによって正会員になることができる。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第 8 条 この法人の会員になろうとする者は、この法人の定める入会金及び会費を納めなければならない。ただし、特別会員は入会金及び会費を納めることを要しない。この法人の入会金及び会費については、別に定める。

#### (会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人となったとき、又は、破産手続開始決定がなされたとき
- (3) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (4) 除名されたとき

#### (退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、理事長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を 2 年以上滞納したとき

### 第 4 章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 33 名以上 40 名以内 理事のうち、理事長 1 名、副理事長 2 名以内、専務理事 3 名以内、常務理事 10 名以内を置く。
- (2) 監 事 2 名以上 3 名以内

2 この法人には、理事会の承認を得て、次の者を置くことができる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名以上 5 名以内
- (3) 特別顧問 1 名以上 5 名以内
- (4) 顧 問 40 名以内
- (5) 参 与 30 名以内
- (6) 評 議 員 300 名以内（日本協会本部選出 100 名以内、都道府県連盟選出 200 名以内）

（選任等）

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長・副理事長・専務理事・常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 名を超えて含まれ、又は当該役員並びに配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない

5 理事長以外の理事は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲以内で、総会において選任する。

- (1) 野球関係の学識経験者 若干名
- (2) ソフトボール関係の学識経験者 若干名
- (3) ゴルフ関係の学識経験者 若干名
- (4) スポーツ医・科学関係の学識経験者 若干名
- (5) 理事長が推薦する学識経験者 若干名

6 前条に規定する役員等を円滑に選考するために、役員選考委員会を置くことができる。

（理事の職務）

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

（監事の職務）

第 15 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務の執行状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 5 第12条第2項に定める者の任期等については、前各項に準ずるものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 著しい職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為のあったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長・副会長・特別顧問)

第20条 会長・副会長・特別顧問は、この法人の重要な事項について理事長に意見を述べることができる。

(顧問)

第21条 顧問は、理事長及び理事会の諮問に応じる

(参与)

第22条 参与は、理事会の諮問に応じる。

(評議員)

第23条 評議員は、理事会の決定事項を支援するとともに、必要に応じて理事会に対して意見を述べることができる。

- 2 評議員は、原則として、正会員の中から選任する。

(職員)

第24条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第26条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(権能)

第 27 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 57 条において同じ）
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(開催)

第 28 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 29 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 週間以内に臨時集会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会場の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 30 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第 31 条 総会における議決事項は、第 29 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 32 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会は、正会員現在数の 3 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、委任状による出席者を含む。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 33 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び会議で選任された議事録署名人 2 名が署名押印の上、これを保管する。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 34 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 35 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要な資産の処分に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 36 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から 3 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 39 条 理事会における議決事項は、第 37 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の定足数は、理事現在数の過半数とする。ただし、委任状による出席者を含む。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第 12 条第 2 項に掲げる者は、理事会に出席して意見を述べ、助言することができる。

(表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41 条 第 33 条の規定による。

## 第 7 章 専門委員会

### (専門委員会)

第 42 条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決を経て、各種専門委員会を置くことができる。

### (専門委員会の業務)

第 43 条 専門委員会は、前条の議決により、その必要とされた事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応じる。

### (委員の選任)

第 44 条 専門委員会には、委員長・副委員長その他必要な委員を置く。

2 委員長・副委員長は、理事会において理事の中から選出し、理事長が委嘱する。

3 委員長・副委員長以外の委員は、理事会に諮り、理事長が委嘱する。

### (その他の事項)

第 45 条 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 8 章 資産および会計

### (資産の構成)

第 46 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生じる収入収益
- (4) 事業に伴う収入収益
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入収益

### (資産の区分)

第 47 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

### (資産の管理)

第 48 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第 49 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第 50 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

### (事業計画及び予算)

第 51 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。事業計画及び予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第 52 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 53 条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 54 条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(基本財産の処分の制限)

第 55 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に提供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある場合には、理事会及び総会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 56 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(臨機の措置)

第 57 条 予算をもって定めるもののほか、その事業年度の収入をもって償還する短期借入を除く借入金の借入、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 58 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 59 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所管庁に届けなければならない。

(解散)

第 60 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し



2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員現在数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第61条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に記載する。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第64条 この法人の事務局には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときはその限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員・役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録・資産台帳・負債台帳及び収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) 理事長及び総会の議決に関する書類
- (5) 官公庁往復書類・その他必要な書類及び帳簿

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係わらず、この法人の設立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第58条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第50条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員	5,000円
	賛助会員及び特別会員	不要(0円)
(2)年会費	正会員	10,000円
	賛助会員	個人 10,000円以上
		団体 100,000円以上
	特別会員	不要(0円)
- 7 この定款は、平成30年1月4日から施行する。
- 8 この定款は、令和元年11月8日から施行する。

9 この定款は、令和2年8月25日から施行する。

別 表 設立当初の役員

理事長	吉村	正
副理事長	荒川	博
専務理事	丸山	克俊
同	末次	義久
常務理事	木村	一郎
同	岩浪	文明
同	鈴木	恵夫
同	山縣	俊明
同	吉武	敦麿
同	水上	喜由
同	頼住	道夫
理事	森池	通善
同	吉田	勝光
同	藤川	恭英
同	遠藤	雅司
同	池田	重喜
同	折原	靖典
同	久保田	浩司
同	竹村	保俊
同	馬籠	裕二
同	田口	弘
監事	菊池	優
同	加川	隆哉